

奈良県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十六年八月五日次の表の上欄の者の申請に係る変更後の土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十二日

奈良県知事 荒井正吾

申請者 安倍土地改良区 理事長 藤本 俊彦	変更事業計画 維持管理事業	縦覧期間及び場所 平成二十六年八月十三日から同年 九月一日まで 桜井市役所
-----------------------------	------------------	--